

施設利用規約

第一章 総則

(定義)

第1条 「当社」とは、株式会社BMSスポーツをいいます。

(運営管理会社)

第2条 ELEVEN GYM（以下、「本施設」という）の運営管理は、当社が行います。

(目的)

第3条 本施設は、ボクシング及びフィットネスを通じて、会員のボクシング技能の向上と健康を維持・増進することを目的とします。

第二章 会員

(会員)

第4条 会員は、当社が入会申込を受け、当社がその利用を承認した方をいいます。

(入会資格)

第5条 本施設の会員は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- (1) 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の当社が定める規則等を遵守できる方
- (2) 成年被後見人及び被保佐人でない方
- (3) 20歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- (4) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (5) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- (6) 妊娠されていない方
- (7) 過度な刺青をされていない方。ただし、部分的なファッション・タトゥー等で、店内において他の方の目に触れないように衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
- (8) 暴力団関係者でない方
- (9) 同業者でない方
- (10) その他当社が定めた審査のうえ適切と認めた方

(入会契約の締結及び手続き)

第6条 本施設の会員となることを希望される方は、申込手続きを行い、当社が定める入会金を納付していただきます。

(入会金)

第7条 入会金は当社が別途定める金額とし、入会時に一時金として領収します。
領収した入会金は理由の如何に関わらず返還いたしません。

(会員証)

第8条 当社は、会員にその資格を証するために、会員証を交付します。

(2) 会員は、本施設の入場の際に会員証を持参し、当社の求めがある場合には当社に提示してください。

(3) 会員は会員証を第三者に貸与・譲渡できません。

(4) 会員は第15条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を当社に返還していただきます。

(5) 会員証を紛失した場合は、直ちに当社に届け出てください。その際、再発行手数料として1,000円(税別)を支払ってください。

(利用資格)

第9条 次の各号に該当する方は本施設をご利用できません。

- ① 妊娠している方
- ② 酒気を帯びている方
- ③ 違法薬物やドラッグなどを服用し、正常な判断や言動ができない方
- ④ 刃物など危険物をお持ちの方
- ⑤ 他の施設利用者や近隣住民等に危害を加えたり迷惑行為を行う恐れがある方
- ⑥ その他第5条の各号を満たすことができない方

(利用料)

第10条 会員は施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。

(利用料の返金)

第11条 納入済みの利用料は、理由の如何に関わらず、返金いたしません。

(施設利用)

第12条 本施設は、原則として事前に予約することなく、年中無休24時間利用可能です。ただし、当社は会員に事前に連絡するなどして、施設維持管理等のために、利用できない日時を設定する場合があります。

(2) 前項に関わらず、当社が定める定員制のプログラムを実施する時間帯には、所定の手続により事前に予約を行った方のみ利用が可能です。

(体験トレーニング)

第13条 当社は、希望する会員以外の方(以下「体験トレーニング会員」という)に対して、入会前に施設を利用させることができます。

(2) 当社は前項に関する規則を別途定め、体験トレーニング会員はその規則に従ってください。

(会員資格及び譲渡・名義変更)

第14条 会員の資格は、第三者に貸与・譲渡及び名義変更はできません。また、担保設定、質権設定、差入等の処分もできません。

(会員資格の喪失)

第15条 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。なお、会員資格の喪失時期は会員が該当した時点となります。

- ① 死亡したとき
- ② 第5条に定める会員資格が欠けたとき
- ③ 第16条により除名されたとき

(除名)

第16条 会員が次の号のいずれかに該当する場合、当社はその会員を資格除名することができます。

- ① 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
 - ② 本規約・規則・その他当社の定めた事項や指導内容に反する行為があったとき
 - ③ 本施設の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き、本施設の運営の秩序を乱したとき
 - ④ 本施設の設備などを故意に損壊したとき
 - ⑤ 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為、宗教活動、政治活動が認められたとき
 - ⑥ 施設利用に際して、不当且つ不合理な要求をなすなどにより、当社またはその従業員を著しく困惑せしめたとき
 - ⑦ 入会後に同業者の方と判明したとき
 - ⑧ 第19条の禁止行為に違反したとき
 - ⑨ その他、会員としての品位を損なうと認められた行為があったとき
- (2) 前項の各事由により除名されたとき、会員は会社に対して異議を申し立てたり、損害賠償の請求を行うことはできません。

第三章 運営・管理

(運営管理)

第17条 本施設は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- ① 本施設の運営管理は、当社の責任において適切に行います。
- ② 会員は本施設の運営管理について要望や意見を述べることはできますが、強要したり関与したりすることはできません。
- ③ 当社は、施設の利用・運営管理等に関する規則を定め、かつ、事前の通告なく適宜これを変更することができます。

(諸規則の遵守義務)

第18条 会員及び体験トレーニング会員は本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規約、細則ならびにその他当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

(禁止行為)

第19条 会員及び体験トレーニング会員は、本施設を利用する際に、以下の各号の行為を行うことはできません。

- ① 他人を誹謗・中傷（SNS等インターネット掲示板等への書き込みを含む）すること
- ② 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- ③ 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）をすること
- ④ 許可なく館内又は他の会員等を撮影、または録音すること
- ⑤ 他人に対する暴力や施設設備への落書き・損壊など、公共のマナー・道徳に反する行為
- ⑥ ペット・動物を持ち込むこと
- ⑦ 館内での喫煙
- ⑧ 当社従業員やトレーナーの業務を妨げる行為
- ⑨ ストーカー行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為
- ⑩ 他人の施設利用を妨げる行為
- ⑪ その他、本条各号に準じる行為

(休業日)

第20条 本施設の定休日は定めていません。ただし、建物設備等の点検・メンテナンス等の事由により、当社が定める日を休業日とすることがあります。

(営業時間)

第21条 本施設の営業時間は、原則として24時間利用可能とします。ただし、定員制のプログラムを実施する時間帯で事前に予約をされていない方や建物設備等の点検・メンテナンス等の事由により、一時的に利用できない時間帯があることがあります。

(セキュリティー)

第22条 本施設のセキュリティーを確保するために、静脈認証システムを導入しています。当社は、入会時に会員の静脈認証登録をしていただきます。

- (2) 静脈認証の利用範囲は、本施設入口に設置した静脈認証対応端末機に保存され、入館時に照合します。
- (3) 会員が退会した場合には、保存した静脈認証データを削除します。

- (4) 第1項の静脈認証システムはセコム株式会社に管理委託しています。
- (5) 会員が本施設の犯罪防止と事故防止のために、本施設内には防犯カメラを設置し、館内を常時撮影、画像データ保存しています。一定の保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ確実に消去します。
- (6) 記録された画像データは、前項の設置目的以外の目的のために利用しないこととします。また、次の場合を除き第三者に提供しません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合
 - ③ 本人の同意がある場合又は本人に提出する場合

(当社の免責)

第23条 会員及び体験トレーニング会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、破損汚損、その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

(損害賠償責任免責)

第24条 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は当該損害に対する責を負いません。

- (2) 会員同士の間が生じた係争やトラブルに対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

(会員の損害賠償責任)

第25条 会員及び体験トレーニング会員は、本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、当社、他の会員、又は第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

(諸料金の変更)

第26条 当社は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

(事故の責任)

第27条 会員は、本施設内の活動に際しては、本施設の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとします。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、本施設及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとします。

(休会)

第28条 本施設に休会制度はございません。

(退会)

第29条 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本施設に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとし、ます。

（改定）

第30条 本規約の改定及び変更は本施設により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとし、ます。なお、本施設が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとし、ます。